



® 平成31年 1 月 22 日 (火)
No. 14855 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆『造形デザイン』の知財判決紹介 (21)
－意匠の新規性喪失の例外と意匠の同一性－ (1)

- ☆知財裁開廷一覧…………… (9)
- ☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) …… (10)
- ☆[春宵一刻] シェヘラザード…………… (12)

『造形デザイン』の知財判決紹介 (21)

－意匠の新規性喪失の例外と意匠の同一性－

知財高判平成30年7月19日〔コート〕審決取消請求事件平成29年(行ケ)第10234号

京橋知財事務所

弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件登録意匠(登録第1537464号意匠)は、意匠に係る物品を「コート」とし、意匠法4条2項(新規性喪失の例外)の適用を申請して意匠登録出願したものであるが、登録無効審判が請求され、出願前に

意匠権者自身がインターネットで公開した「コクーンコート」(メーカー品番:24422350)の「オフ白」の商品に係る意匠(引用意匠)に類似し、かつ引用意匠に基づき創作容易であるとして、登録無効の審決がされたところ、意匠権者(原告)が、この審決



新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
弁理士 加藤 秀忠
弁理士 山下 託嗣
弁理士 元山 雅史
弁理士 堀川 かおり
弁理士 渡辺 尚
シニアカウンセラー 小野 由己男※
弁理士

弁理士 山根 政美
弁理士 合路 裕介※
弁理士 松山 習
弁理士 小野 健太郎
弁理士 吉田 新吾
弁理士 三崎 正輝※
弁理士 古賀 稔久
弁理士 夫 世進
弁理士 原田 泉
弁理士 石川 貴之

弁理士 西本 昌悟
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 田嶋 亮介※
弁理士 宮垣 文晴
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 黒川 雅子
弁理士 上田 靖
弁理士 水谷 康博
弁理士 川分 一郎
弁理士 大西

韓国弁理士、日本弁理士 朴 沼泳
中国弁理士 吳 芳 鄭 徳虎

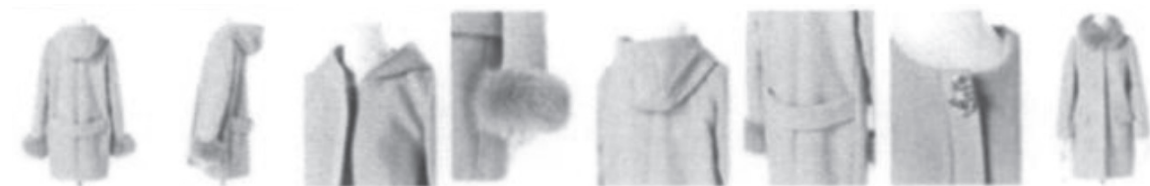
カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン※

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

【本件登録意匠】



【意匠法4条2項の適用を申請した公開意匠】



【引用意匠】



の取り消しを求めたものである。

本件登録意匠と引用意匠は「唯一の差異点」が「色彩の差異」であり、両意匠が類似することに争いはなく、実質的な争点は、意匠法4条2項の適用を申請した「公開意匠」と「引用意匠」の同一性である。審決は、公開意匠にはフードのファーがなく引用意匠と実質的に同一とは認められず、「引用意匠」は意匠法4条2項の適用となる「公開意匠」には含まれないものであり、本件登録意匠は無効理由があるとしている。

【判旨】(アンダーラインは筆者が記入)

- 1 取消事由2(公開意匠と引用意匠の実質的同一性についての判断の誤り)及び取消事由3(意匠法4条2項の適用に関する判断の誤り)について
 - (1) 取消事由2及び3は、いずれも、本件審決が引用意匠について新規性喪失の例外(意匠法4条2項)の適用を認めなかったことが誤りであると指摘する点においては、同趣旨の主張であると解されるから、以下、併せて検討する。
 - (2) 意匠法4条2項は、意匠登録を受ける権利